

吉成小ガイド 2019

-安心してお子さんを通わせるための学校生活 Q&A-

Ver. 1 (2019.4 発行)

〒989-3205 仙台市青葉区吉成1丁目12番2号
Tel : 022(279)1713 Fax : 022(278)5236

吉成児童館 : 279-2033

1. 欠席・遅刻・早退・登下校に関して

Q. 欠席・遅刻・早退させるときはどう連絡したらいいですか？

A. 体調不良や通院、御家庭の都合などで学校を**欠席する場合**は、連絡帳に理由を記入し、登校時に兄弟姉妹または近隣の児童に預けてください。連絡帳が使えない時は、必ず保護者の方が電話連絡をお願いします。電話連絡の場合は、7:50から8:20までの間にお願いいたします。8:45までに連絡がなく、お子さんが学校へ来ていないときは、安否の確認のため、児童調査票に記載していただいた緊急連絡先に順を追って連絡させていただきます。場合によっては、家庭訪問をする場合もあります。なお、Eメールでの欠席連絡は承っておりません。

遅刻する場合は、欠席と同様です。遅れて登校する場合は、できるだけ、教室まで保護者の方が付き添ってください。連絡がなくお子さんが学校へ来ていないときは、安否の確認のため学校から電話連絡をさせていただきます。

早退する場合は、予め分かっているときは、連絡帳で担任へ連絡をお願いします。緊急時は電話でお知らせ下さい。なお、早退のときは、安全確保の観点から、**お子さんをひとりで帰すことはできません**。お手数ですが、児童調査票に書かれている引受人の方に確実に引き渡すために校舎内までお迎えをお願いします。

Q. 親族の告別式に参列したいのですが、欠席になりますか？

A. 児童との続柄により、忌引となる場合があります。忌引は出席停止と同じ扱いとなりますので欠席にはなりません。日数等は続柄や移動距離によりますので、担任に御相談ください。

〈主な忌引きの日数〉

父母死亡の時……………7日
祖父母死亡の時……………5日
兄弟姉妹死亡の時……………4日
伯叔父母・曾祖父母死亡の時…4日

Q. 入院することになり、長い間欠席します。何か手続きなどはありますか？

A. 入院等の理由によって長期欠席し、給食の実施日で7日以上食べない場合は、給食を止める必要があり、給食費の返金が発生しますので、必ず事前に担任へ御連絡ください。

Q. 病院でインフルエンザの診断を受けました。欠席になりますか？

A. 下記の学校感染症は、「欠席(病欠)」ではなく、法令上

「出席停止」扱いとなります。溶連菌感染症等、下記以外の感染症でも、医師の指示により「出席停止」となる場合もあります。「出席停止」の診断を受けたらすぐに学校に連絡して下さい。「出席停止」扱いの感染症が完治し登校する時は、「登校願ひ」が必要となります。基本的に「登校願ひ」がなければ登校することができません。「登校願ひ」は、本校webページからダウンロードできます。(兄弟姉妹が本校に在籍している場合は、その児童に渡す場合もあります。)保護者の方が記入し、治癒後、お子さんに持たせて下さい。

〈学校感染症(「登校願ひ」が必要な病気)〉

インフルエンザ、百日咳、風疹(三日はしか)、麻疹(はしか)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、水痘(みずぼうそう)、咽頭結膜熱(プール熱)、結核、髄膜炎菌性髄膜炎 その他医師の指示によるもの

なお、ノロウイルスやロタウイルスによる感染性胃腸炎にかかった場合は、教育委員会からの指導により、2週間は給食当番ができませんので御了承下さい。



Q. 仕事で朝早く出なければなりません。子供を早めに登校させてもいいですか？

A. 児童用昇降口は、年間を通じて8:00に開錠しています。それ以上早く校舎に入れることは安全上できません。しかし、天候等で児童の健康面への影響が心配されるときは、配慮して開錠したいと考えております。基本は8時開錠ですので、その時刻を目指してお子さんを登校させていただきますようお願いいたします。

Q. 吉成小の下校時刻について教えてください。

A. 吉成小学校では、最終授業終了時刻から15分前後で学年一斉に下校させる(=教室を出る)ことを原則としています。その後校庭で遊んでいた場合でも、11月から2月は16:00に、3月から10月は16:20には下校させています。放課後に会議が入る場合は、児童の安全管理の観点から、校庭では遊ばせず、一斉下校としています。帰宅後遊びに出かけても、家に帰る(入る)のは、遅くとも17:00までです。(冬場は16:30)また、子供たちだけで学区外に出ることも禁じています。

なお、学校では「放課後は、まずまっすぐ家に帰り、出かける時には家にランドセルを置いてから行き先を残して出かけること」と指導しています。この約束を各御家庭でも確認していただき、遊びに行く際は、行き先を話したり、書き残したりするといった約束事を御家庭の中で決めておいて下さい。

2.緊急時の対応に関して

Q. 災害発生や緊急時の対応を教えてください。

A. 警戒宣言（地震）の発令や火事・風水害（大雪）などの災害は、いつ起こるか分かりません。日頃から緊急時の対応について御家族で十分に話し合い、確認しておいて下さい。

吉成小学校には学級毎の「電話連絡網」はありません。学校からの緊急時の連絡は、まずは、緊急配信メールにより連絡します。アドレスの登録をしていない御家庭には、担任から順次電話で連絡をします。機種変更等でメールアドレスや電話番号を変更した場合は、速やかに担任まで連絡ください。

なお、不審者等の情報についても、随時、学校からのお便り等でもお知らせしていきます。

以下の場合、学校へ迎えに来ていただき、**保護者への直接引渡し**を行います。



- ▶ 市内で震度5強以上の地震発生
- ▶ 学校侵入傷害事件発生
- ▶ 学区内及び近隣で殺傷等の重大事件発生（犯人未拘束の場合）
- ▶ 台風等で下校が無理な場合
- ▶ 学校校舎の火災
- ▶ 近隣での大火災・爆発

Q. 自家用車で学校に行くことはできますか？

A. 児童の事故防止と校地の広さの関係から、自家用車でのご来校（乗り入れ）は、特別な場合を除き、基本的に御遠慮いただいています。事情があり、お子さんを送迎する場合も、校地内に車で入ることはできません。送迎のため、校地周辺に停めて待機する場合も、校門から離れて停めるなど、児童の事故防止に十分に御留意下さい。やむを得ず路上駐車することも考えられますが、その際の事故・違反等に関しましては、学校では責任を負えませんので、予め御了承願います。

なお、学校行事の際などに、近隣の住民や施設から「違法駐車」の連絡が入る場合があります。本校の教育活動が地域の御迷惑とならないよう、マナーを守って御来校いただきますように御理解と御協力をお願いいたします。



Q. 学校から「お子さんが体調を崩した（けがをした）」との連絡がありました。どうすればいいですか？

A. お子さんが体調を崩したりけがをした場合は、まず保健室で容体を観察します。その上で、受診や自宅での静養が必要であると判断した場合は、その旨を保護者の方に連絡させていただきますので、原則としてお迎えをお願いします。その際は自家用車で迎えに来ていただいて構いません。校地内「身障者スペース」、または空きスペースを御利用下さい。

電話連絡は、児童調査票に記載していただいた緊急連絡先に、順を追っていたします。

緊急の場合には、学校の判断で、タクシーまたは救急車で病院へ搬送する場合があります。その際は、後



からでも構いませんので、保険証を持って、慌てずに病院へいらしてください。

Q. 「学校でけがをしたら保険が適用される」と聞きました。こういった手続きでしょうか？

A. 学校管理下の事故による災害（けが等）で、初診から治ゆまでにかかった費用（医療費総額）が総計5000円以上のものについては、日本スポーツ振興センターに災害給付申請を行うことができます。掛け金（児童ひとりにつき460円）は、加入に同意された方のみ、同意書とともに毎年全校一斉に集金しております。

給付の申請は、学校を通して行いますが、申請に使用する書類は、通院の際、保護者から病院に申告して書いていただきます。ただし、給付事由が生じた日から2年間給付申請を行わないと、災害給付を受ける権利が時効により消滅します。災害給付制度について不明な点があるときは、保健室の養護教諭までお問い合わせください。（279-1713）

なお、管理下外の事故の場合、保護者の方も含め、「仙台市PTA協議会障害補償制度」の適用を受けられる場合があります。この掛け金（一家庭1000円）は、PTA会費と一緒に引き落としております。保障の申請やこの制度に関する問い合わせは、PTA総会資料でお示しする内容を御確認の上、「損害保険ジャパン日本興亜株式会社」（022-298-2280）に直接お問い合わせください。

3.学習用具や持ち物に関して

Q. 学校で使う文房具はどんなものを選んだらいいですか？

A. 平成29年度より、児童がより集中できる学習環境の整備と学力向上を目指して、文房具の目安を決めました。以下の目安に沿って、文房具品の準備をお願いします。準備が難しい場合は、担任までご相談下さい。また、購入した教材・教具、あるいは、教科書等には必ず記名をしていただくとともに、万が一紛失（破損）した場合は、まずは担任までご相談下さい。

筆入れ

- ・筆入れは、低学年では「箱形」を基本とします。
- ・3年生以上はポーチ型でも構いませんが、極端な飾りが付いていたり、キャラクターが目立っていたりするのは不可です。
- ・缶ペンケースタイプのは1・2年生は不可です。

下敷き

- ・雑誌の付録等ではない、シンプルなものを各自必ず持たせてください。

鉛筆

- ・しっかり削った鉛筆を5本持たせて下さい。濃さは2BまたはBを推奨します。3年生以上はHBも可です。
- ・シャープペンシルの使用は不可です。
- ・バトル鉛筆や飾り（チャーム）が付いているものは不可です。

消しゴム

- ・においの無い、四角いよく消えるものを持たせて下さい。
- ・消しゴム自体にも記名をお願いします。



赤鉛筆

- ・1・2年生は赤鉛筆のみ持たせて下さい。
- ・3年生以上は三色までペンなどを使っても構いません。

ネームペン(油性)

・各自1本持たせてください。

定規・コンパス・分度器

- ・直定規は、15cm程度のものを各自持たせてください。キャラクターや色が付いていたり、折り曲げたりできるタイプは不可です。
- ・三角定規は2年生で一括購入して、使用します。
- ・コンパスは、3年生で一括購入して、使用します。
- ・分度器は、4年生で一括購入して、使用します。

ノート

・各学年、教科毎にマス目の数や行数等を指定して使わせていただきます。詳しくは、担任までお問い合わせ下さい。

その他の学習用具

・鍵盤ハーモニカや書道セット、裁縫セットなど、各学年で必要となる教材・教具は、その都度、使う時期が来たら各学年で紹介・斡旋いたします。

Q. 体育着や上靴は指定のものがありますか？

A. **体育着**は推奨のものがあります。生協国見ヶ丘店で取り扱っておりますので購入をお願いいたします。転入した場合などはサイズ変更で買い換えるまで前の学校のもので構いません。校章ワッペンが外れた場合は上記店舗にて無料で交換できます。

上靴の指定はありません。子供たちの多くは、いわゆる「バレエシューズ」をはいています。

水着も指定はありません。生協国見ヶ丘店で標準的なものを取り扱っておりますので、準備の参考にしてください。キャップは学年毎に色の指定があり、6年間その色を使います。



〈平成31年度の各学年の水泳帽の色〉

1年：オレンジ 2年：緑 3年：白

4年：黄 5年：ピンク 6年：青

名札も上記店舗にて取り扱っています。基本的に下校時には名札を外して教室に置き、次の日、登校したら付けることとなります。

Q. 教室に忘れ物をしてしまいました。取りに行かせるもしいですか？

A. 放課後、児童が忘れ物を取りに来校することは、来校するのが遅い時間になりがちであり、行き帰りの危険防止の観点から、基本的に認めていません。どうしてもやむを得ない場合は、遅くとも18:00までに保護者の方が付き添った上でお願いします。来校の際は、職員玄関右脇のインターホンで用件を告げ、職員玄関から入り、必ず職員室に立ち寄った上で教室に入るようお話しください。土日祝祭日など、学校が閉庁しているときは、対応できません。

なお、登校時に忘れ物に気付き、途中から家に戻ることも大変危険です。学校では「登校途中で家に戻ることはしない」と子供たちに指導していますので御理解をお願いいたします。

Q. 校内で落とし物をしてしまいました。どこに聞けばいいですか。

A. 校内及び校地内で拾った落とし物は、職員室に届いていま

す。記名を確認し、記名があれば持ち主に渡し、記名が無い場合は職員室で預かっています。落とし物をしたときは、まずは職員室(279-1713)にお問い合わせください。

なお、授業参観の機会を利用して、東(または西)昇降口に落とし物の展示を行っています。もしその中にお子さんの持ち物があったときは、職員室にお声掛けの上、お持ち帰りください。

保存スペースの都合上、展示後は全て廃棄させていただきますので、御了承ください。



4.給食に関して

Q. 吉成小学校の給食は、一食いくらで作っているのですか？

A. 吉成小学校では、校内の給食室で約330食の給食を作っています。毎日のメニューも、他校に誇れるバラエティーに富んだ内容としております。

この給食は1食239円で献立を考え提供しており、その食材費は、各御家庭から徴収している給食費で全てまかなっています。

野菜などの食材も昨年来値上がりしております。子供たちにおいしい給食を提供し続けるためにも、こうした事情を御理解いただき、給食費のスムーズな引落としに御協力下さい。

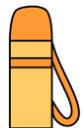
なお、給食費の全額援助を含む「就学援助」の相談・申請は、随時受け付けておりますので、本校事務室(279-1713)までお気軽にお問い合わせ下さい。



Q. 食物アレルギーがあります。給食の対応を教えてください。

A. アレルギーで食べられない食材がある場合は、その内容を把握する必要があります。まずは担任に連絡をしてください。養護教諭や栄養士を交えて保護者の方と学校で面談を行い、給食の対応について相談させていただきます。

対応を行う場合は、医師による診断書が必要となります。



Q. 水筒を持っていくことはできますか。

A. 吉成小では、熱中症予防等のために、水分補給が必要と思われる日は、御家庭の判断で水筒を持参しても良いことにしています。中身は、水かお茶にしてください。水筒の置き場所や管理については、担任の指示のもと、自分で管理させています。また、学校で水筒の水を飲むときは、担任の指示に従い、勝手に飲まないことや、登下校中に飲むときは、飲みながら歩いたりすることのないようにマナーや安全に気を付けて飲むように指導しています。衛生面での注意も含め、御家庭でもお声掛け下さい。

5.教育相談に関して

Q. 子供や家庭のことで相談したいことがあります。

A. 担任への連絡や相談があるときは、まずは連絡帳でお願いします。緊急の時は、お電話でも構いません。面談の希望等があれば、遠慮無くお申し出下さい。なお、担任への連絡や相談のお電話は、授業時間や勤務時間の関係上、できるだけ16:00から17:00までの間にお願いいたします。担任以外であれば、



8:30 から 17:00 までの間、随時受け付けております。なお、出張等で不在の場合もありますので、その際は後ほどお返事いたします。

保護者の方からの相談については、担任の他に、以下の職員も対応しております。() 内は平成30年度の勤務日・時間です。

- ・教 頭 ・養護教諭 ・教育相談担当教諭
- ・生徒指導担当教諭 ・スクールカウンセラー(月毎の指定日(水))
児童からの相談については、担任の他に、以下の職員も対応しております。
- ・養護教諭
- ・スクールカウンセラー(月毎の指定された水曜日 9:05-17:00)

Q. 子供が「友達にいじめられた」と言っています。心配です。どうしたらいいでしょうか。

A. 相手のあるけがやいじめ等、子供に関するトラブルについては、「事実を確認すること」を第一に対応を進めています。まずは担任、あるいは、上記で紹介した職員に御相談ください。子供たちや保護者の方からそのような訴えや連絡があったときは、担任や学年スタッフが、被害を訴えた子→関わっているとされた子→周りにいた子の順で聞き取りを行い、事実関係を把握します。その後、把握した内容についてつき合せながら、再度子供たちに確認を行っていきます。さらに、把握した内容は聞き取りを行った児童の保護者にも、報告・説明していくことを基本としています。心配な事案については、その後も継続して様子を見ながら、再発防止に努めます。

子供たちに聞き取りを行う中で、話の内容に食い違いが生じる場合もあります。その場合は、その食い違いを含めて、学校で把握した内容を随時報告しておりますので御理解下さい。

解決までに時間を要する場合もありますが、子供たちのより良い人間関係作りのために、今後も丁寧な対応と指導を心掛けていきます。御理解と御協力をお願いいたします。

6. 個人情報の管理に関して

Q. 勤務先が変わりました。学校に知らせる必要はありますか？

A. 年度当初に書いていただいた「児童調査票」の記入内容に変更があったときは、必ず、担任を通してお知らせください。こちらで追記し変更いたします。特に、緊急の連絡にかかわる自宅や携帯、勤務先等の電話番号やメールアドレスは重要です。

Q. 友達の家連絡したいので電話番号を教えてください。これはできますか？

A. 電話番号をはじめ、児童の個人情報に関しては、慎重かつ厳重に取り扱っております。本人(保護者)の同意が無い限り、学校から教えることはできませんので御了承下さい。

Q. 携帯電話を持たせることはできますか？

A. 本校では、原則として、児童の校内への「携帯電話(スマホも含む)の持ち込み」は禁止しています。お子さんに携帯電話を持たせる場合には、まず、事故防止の観点から、各御家庭でルールなどをしっかり決めた上で持たせて下さい。その上で、保護者の方がやむを得ず校内への持ち込みが必要と判断された



場合は、理由を詳しく書いた「持ち込み申請書」を提出していただきます。校内で申請理由等を精査の上、校長が許可をした場合のみ持ち込み可とします。万が一、「申請書」にある「誓約」内容を守っていただけない場合は、許可を取り消すこともありますので御了承下さい。携帯電話は、日中職員室で大切に預かっておりますが、万が一、持ち込まれた携帯電話の破損や紛失があった場合、学校は責任を負うことはできませんので御理解下さい。

7. 転出・転入・学区変更に関して

Q. 引っ越しすることになりました。どのような手続きが必要ですか？(転出の手続き)

A. 以下の手順で手続きを行って下さい。

1. 転校が決まったら、まずは担任へ御連絡ください。所定の「転出届」を担当よりお渡しします。最終登校日、転居先、転校する学校が決まりましたら、「転出届」に御記入ください。
2. 転校先の学校へ早めに電話連絡をお願いします。その際は、「手続きのための来校日、登校開始日、学年、児童氏名、保護者氏名、新住所、現住所、現学校名、連絡先(携帯など)など」を相手校にお伝えください。
3. 吉成小での最終登校日に、「在学証明書、転学児童用教科用図書給与証明書、児童名ゴム印」(通称「三点セット」)をお受け取りください。給食費や教材費等の精算(返金)をする場合は事前にお伝えします。念のため、御来校の際は、印鑑の準備をお願いいたします。
4. 上記「三点セット」と、市役所等で住所変更をした際に発行される「就学通知書」を持って、転校先の学校で手続きをしてください。原則「就学通知書」がなければ転入手続きをすることができません。詳細は転校先の学校にお問い合わせください。

なお、吉成小で使用していた教科書、教材、学用品等は絶対に処分しないでください。転校先でも継続して使用することがあります。同じ教科書の場合、紛失すると再給付されず、自己負担で購入することになりますので御注意ください。

また、夏休み中や冬休み中に転出が決まった場合も、速やかに学校まで御連絡下さい。

Q. 吉成小の学区へ引っ越します。どのような手続きが必要ですか？(転入の手続き)

A. 上記「転出の手続き」を参考にしてください。吉成小での手続きも同じです。まずは、電話で御一報いただき、手続きのための来校日を決めた上で、「就学通知書」他必要書類を持って御来校ください。

Q. 学区外に引っ越しをするのですが、そのまま吉成小へ通うことはできませんか？

A. お子さんが就学する市立の小・中学校については、教育委員会で住所による通学区域に基づき指定しています。基本的には指定された学校への就学となりますが、特別な事情があり、指定された学校への就学が困難な方につきましては、教育委員会の許可により、指定された学校以外の小・中学校への通学(指定学校変更)が認められる場合があります。この指定学校変更の許可基準は、仙台市教育委員会の web ページも掲載され

ておりますので御参照下さい。また、指定学区の変更を希望される場合は、仙台市教育局総務企画部学事課奨学調整係（214-8860）にお問い合わせ下さい。

8.その他

Q. 家族旅行でお土産を買ってきました。クラスの子に分けていただくことはできますか？

A. お気持ちは大変ありがたいのですが、基本的には、学校には学習に関係ない物は持って来ないという決まりになっています。特にそのお土産が食べ物であった場合、食物アレルギーがあるお子さんもいますので、せっかくお持ちいただいても配ることができません。食べ物ではない場合でも、もらったもらわないというような学級づくり上、トラブルの原因になることもありますので、お土産の配布はできませんので、御了解ください。

Q. ブラスバンドに入るには、どうしたらいいのでしょうか？ また練習日や練習時間についても教えていただけるでしょうか？

A. 吉成サンウインドアンサンブルは、吉成小の3年生以上が入部できます。毎年9月末から10月にかけて体験入部を行い、10月中旬に新入部員が加入しています。

練習は、平日は、火曜日～金曜日の朝7：30～8：15の始業前に行っています。また、休日は主に土曜日の午前中に行っています。夏休みなどの長期休業の間にも練習を行うことがあります。

